

涌谷町 通学路交通安全プログラム
～通学路の安全確保に関する取組について～

平成31年3月

涌谷町通学路安全対策推進会議

1 策定の背景及び目的

平成24年に、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、涌谷町では各小中学校の通学路において関係機関と連携して合同点検を実施し、必要な対策について協議を行ってきた。

平成30年2月16日付けで、文部科学省から通学路の交通安全確保の徹底が再度示されたことから、引き続き通学路の安全確保に向けた取組みを行うために、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「涌谷町通学路交通安全プログラム」を策定した。

今後は、本プログラムを活用し、関係機関が連携して、児童生徒が安心して通学できるように通学路の安全確保を図っていく。

2 涌谷町通学路安全対策推進会議の設置

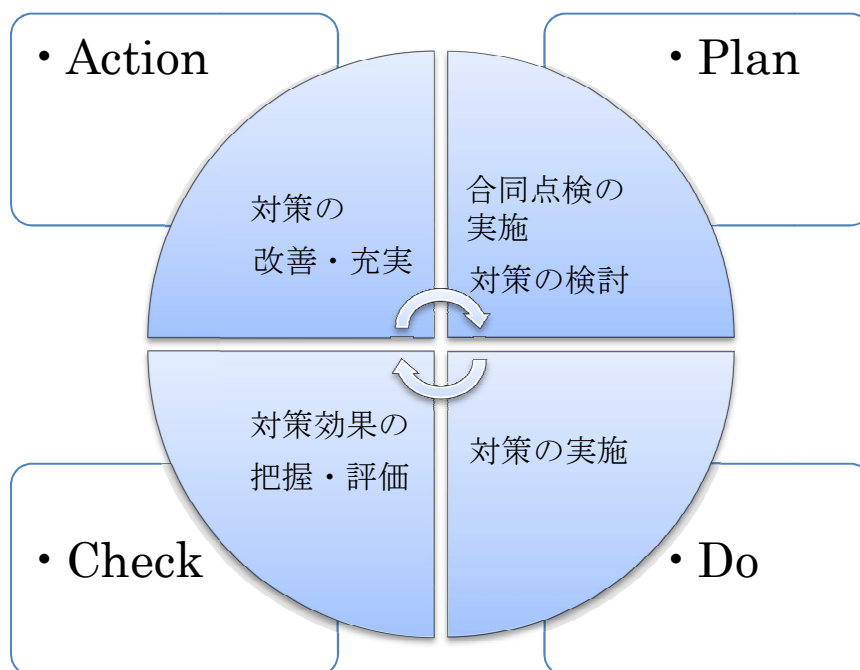
関係機関の連携を図るため、涌谷町通学路安全対策推進会議設置要綱により「涌谷町通学路安全対策推進会議」を設置する。本プログラムは、この会議で検討し、策定するものとする。

3 取組方針

(1) 基本的な考え方

通学路の安全を確保するため、P D C Aサイクルにより継続した合同点検を実施するとともに、対策の確実な実施及び対策の改善・充実を行い、通学路の安全性の向上を図る。

【通学路安全対策のためのP D C Aサイクル】



(2) 年間計画

月	内容	具体的な取組	実施主体
6	第1回涌谷町通学路安全対策推進会議	各学校から提出された合同点検依頼書の中から合同点検箇所を抽出し、重要課題の把握と情報交換を行う。	依頼書の提出：学校 合同点検箇所の抽出等：推進会議
7～8	合同点検	対策一覧表をもとに合同点検を実施する。	町教委、学校、PTA、道路管理者、警察等
9	第2回涌谷町通学路安全対策推進会議	合同点検の結果を踏まえて、どの部署がどのような対策が可能か、調整・協議する。	各担当部署
10～2	対策内容・時期の検討	合同点検の結果に基づき、対策一覧表の対策内容について部署ごとに実施する。 その後、対策実施の進捗状況を確認し、対策効果を検証・評価する。	対策内容の記載：各担当部署 対策効果の検証・評価：町教委、学校
3	対策一覧及び対策箇所の公表	小中学校ごとの点検内容や対策等について町の公式ホームページで公表する。	町教委
	通学路の安全状況把握	各小中学校は通学路現況調査を実施し、それをもとに各学校で対策一覧表及び対策箇所図を作成（訂正・加筆）する。	学校、PTA、地域

※必要に応じて臨時に涌谷町通学路安全対策推進会議を開催する。

(3) 定期的な合同点検

①合同点検の実施時期等

- ・年に1回実施する。
- ・実施時期は、7～8月とする。ただし、緊急時等必要に応じ随時点検を実施する。
- ・効率的・効果的に合同点検を実施するため、涌谷町通学路安全対策推進会議において、重点課題を定める。

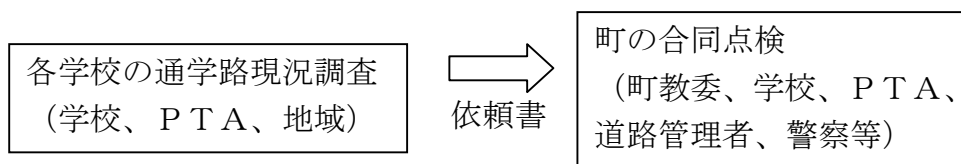
【重点課題の例】

- ・車や自転車の輻輳箇所
- ・交通規制の導入により安全が確保できそうな箇所 等

②合同点検の体制

ア 事前の点検（各学校での通学路現況調査）

学校、P T A、地域が連携を図り、毎年3月に調査を実施し、対策が必要な箇所があれば、学校が教育委員会に合同点検依頼書を提出する。



イ 合同点検実施箇所の選定

各学校から教育委員会に依頼書が提出された箇所のうち、合同点検が必要な箇所を安全対策推進会議において決定する。

その際、その年度の重点課題を踏まえて、教育委員会（学校も含む。）、道路管理者、警察の三者による検討が必要な箇所を選定するほか、緊急に対応する必要がある箇所についても合同点検の対象とする。

ウ 合同点検の参加者

小中学校ごとに、教育委員会、学校、P T A、道路管理者、警察等により実施するものとする。

ただし、必要に応じて、町所管課、自治会等の協力を要請する。

(4) 対策の検討 (Plan)

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、各担当部署で具体的な対策内容や時期について検討し、1ヶ月以内に教育委員会に報告する。

なお、対策については、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策、交通規制や交通安全教育のようなソフト対策に分け、2月までに計画的に、適切に対応する。

(5) 対策の実施 (Do)

実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図る。

【対応内容の例】

- ア 対策実施済み【交通安全指導の徹底、路面表示の再塗装等】
- イ 代替案（要望とは異なった対策）の実施済み
- ウ 対応中【〇〇工事施行中等】
- エ 対応予定【歩道の設置等】
- オ 対応内容検討中【交通量調査中等】
- カ 対応困難、現状維持
- キ 関係団体（機関）等への対応依頼

(6) 対策効果の把握・評価 (Check)

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか等を確認するため、児童生徒等へのアンケート調査等を実施し、対策実施前後の効果を把握する。

(7) 対策の改善及び充実 (Action)

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、緊急の対応を要する場合は、各学校は対応が必要になった箇所について教育委員会に報告する。

教育委員会は、これまでの対策状況や危険の状況等を鑑み、優先順位を定め、関係者間で連携を図り、対策を講じる。

4 対策箇所一覧表等の公表

小中学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために各学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表する。

なお、公表する内容は、3月に各学校が作成した通学路の状況及び危険箇所、安全対策推進会議を経て実施された合同点検後の対策内容についても加筆した最終版とする。

【別添資料】

別添① 対策一覧表

別添② 対策箇所図